

千葉海区漁場計画の変更の素案

千葉海区漁場計画の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後

千葉海区漁場計画

一 漁業権に関する事項

その一～その百八 (略)

その百九

1 公示番号 共第五十八号

2 漁場の位置 千葉県銚子市地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 北緯三五度四五・〇四〇分、東経一四〇度五〇・九四九分の点（茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識）

ア 北緯三五度四七・〇五九分、東経一四〇度五四・五六七分の点（基点から五五度六、六〇八・五メートルの点）

イ 北緯三五度四八・二七九分、東経一四〇度五六・七五九分の点（アから五五度四、〇〇〇メートルの点）

ウ 北緯三五度五一・一三六分、東経一四〇度五四・三六〇分の点（イから三二五度六、四〇〇メートルの点）

エ 北緯三五度四九・九一五分、東経一四〇度五二・一六八分の点（アから三二五度六、四〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 の 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期
第二種共同漁業	雑魚建網漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで

5 存続期間 令和九年三月一日から令和十二年六月三十日まで

6 関係地区 銚子市並びに茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市

7 条件 なし

備考 (略)

二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)

改 正 前

千葉海区漁場計画

一 漁業権に関する事項

その一～その百八 (略)

(新設)

備考 (略)

二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)